

1 公募の概要

(1) 医療的ケア児保育支援センターの概要

医療的ケア児保育支援センターとは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為（以下「医療的ケア」という。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保育に係る児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項で規定される地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター事業実施要綱」を適用する施設をいいます。

さいたま市では、本市医療的ケア児保育の充実を図るため、令和 5 年度より医療的ケア児保育支援センターを開設しております。

医療的ケア児保育支援センターは、主に市内に在住する未就学の医療的ケア児及びその家族が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場の提供や、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援などを実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とします。

あわせて、公立保育所を含む市内保育施設等に対し、医療的ケア児の受入に係る支援や助言、研修等を実施し、市内保育施設における医療的ケア児保育の提供の充実を図ります。

また、本医療的ケア児保育支援センターは、医療的ケア児を対象とする一時預かりを実施します。事業受託者については、医療的ケア児保育支援センター事業と併せ、子育て支援事業としての一時預かり事業を、自主事業として本医療的ケア児保育支援センターにおいて実施できる法人とします。

本医療的ケア児保育支援センターにおける一時預かりは、短時間ではあっても、子育てをしている親が家庭や子育てから離れてリフレッシュを図ることでストレス等が軽減され、子どもの健全な育ちや虐待防止につながると考えていることから、また、医療的ケア児の保育所入所につながる集団保育の体験の場として保育所入所支援の観点から、一時預かり事業の実施を求めます。

(2) 募集の趣旨

医療的ケア児保育支援センターは、令和 5 年 6 月 26 日に移転した市立与野本町保育園跡地施設を活用し、令和 5 年 11 月から開設しています。

この度、第 2 期目である令和 9 年 4 月から、同センターにおける事業の実施を行う、医療的ケア児保育支援センターを運営する法人を募集します。

2 基本事項

(1) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 使用施設

名 称：医療的ケア児保育支援センター

住 所：さいたま市中央区本町東 7-4-19

面 積：専有面積約 297 m²

設 備：事務室、保育室、相談室、トイレ、倉庫、園庭 ほか（事業受託者により、事業実施に必要な設備を備えることとします。）

(留意事項)

- ・土地及び建物は市の所有資産です。
- ・施設の運営を円滑に進めるため、周辺住民の理解を得るよう努めてください。

(3) 施設使用料

医療的ケア児保育支援センターの事業用施設の使用は無償とします。

(4) その他

運営法人は、医療的ケア児が安全に利用できるよう、配慮してください。

（令和 8 年 1 2 月 2 5 日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に定められた認定を受ける等）

3 事業内容

児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項及び「さいたま市医療的ケア児保育支援センター事業実施要綱」の規定に従い、以下のとおり実施するものとします。なお、実施にあたっては原則として、インターネットを使ったサービス（子育て WEB、電子メール、Web 会議システム、SNS、動画配信等）を併用するものとします。また、感染症対策を徹底した上で、実施することとします。

(1) 基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）
- ⑤ 既存の子育て支援ネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携した地域支援活動
- ⑥ 市内保育施設等に対する医療的ケア児の受入等に関する支援及び助言の実施
- ⑦ 医療的ケア児受入実施施設等に対する研修の実施（年 3 回以上）
- ⑧ 一時預かり事業における医療的ケア児に対する医療的ケアの実施
- ⑨ その他市長が子育て支援の充実に資すると認めた事業

(2) 事業開始準備

備品購入及び修繕等の内容は、事業受託後、市と協議を行い、決定することとします。事業の実施に必要な備品として購入した備品及び必要な設備として修繕した設備の所有権は、市に帰属します。

(3) 区役所支援課や子育て関係機関との連携

医療的ケア児保育支援センターは、地域の子育て情報の提供等を行うことも役割の 1 つとなっているため、各区区役所支援課及び子育て関係機関と連携を密にするよう努めてください。

(4) 開室日時

- ・月曜日から金曜日までの週 5 日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間及び祝休日は除く。

いずれも午前 9 時から午後 4 時までの開室を必須とします。

(5) 利用対象者

原則として、以下の者を利用対象者とします。

- ・市内に在住する未就学の医療的ケア児及びその家族
- ・市内公立保育所
- ・児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けた市内保育所
- ・児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けた、家庭的保育事業等を行う市内の施設
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 8 項の規定により認定を受けた施設又は同法第 17 条第 6 項の規定により認可を受けた市内の施設

(6) 職員の配置

職員の配置については、以下の①、②及び③の条件に従ってください。

- ① 医療的ケア児の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有するものであって、地域の子育て事情に精通した常勤又は非常勤の者を専任で常時 3 名以上配置することとします。
- ② 上記①の者のうち 1 名を「医療的ケア児保育支援者」とし、保健師、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置することとします。
- ③ 上記①の者のうち 1 名を施設長（業務責任者）とし、当該職員は常勤とします。

※上記②の者を除き、職員については、保育士、看護師等又は子育て支援員（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）の資格を持つ者が望ましい。

(7) 再委託

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部を他に委託する場合は、市と協議してください。

4 事業委託費等

市は、適切な事業運営が確保できると認められる法人と医療的ケア児保育支援センター事業の運営について業務委託契約を締結し、毎年度予算の範囲内で委託料等を支払います。

(1) 事業委託費

委託料（限度額）：114,269,000 円（履行期間総額）

※第二種社会福祉事業に該当するため、非課税です。

(2) 経費

① 対象経費

対象経費は、「3 事業内容」に掲げる事業の実施に必要な人件費、事務費、事業費、光熱水費、備品購入費、修繕費とします。備品購入及び修繕については、市と協議を行うものとし、事業の実施に必要な備品として購入した備品及び必要な設備として修繕した設備の所有権は市に帰属します。

② 運営法人が負担する経費

事業の実施に必要な次に掲げる経費は運営法人の負担とします。ただし、市が別途負担することが適当と判断した場合は、この限りではありません。

(ア) 施設職員の人件費

(イ) 施設職員の健康診断、細菌検査に要する経費

(ウ) 業務実施に係る電気・水道・ガス等の光熱水費

(エ) 業務実施に係る電話・FAX、インターネット等の通信費及び機器使用料

(オ) 清掃費用（市が実施するものを除く）、その他施設維持管理費

(カ) 廃棄物運搬、処理費用（受託者所有の備品、粗大ゴミ等の廃棄）

(キ) 保険料（賠償責任保険、来場者を対象とする傷害保険等）

(ク) 業務の実施に必要な設備・備品で、受託者が設置するもの及びその維持管理に要する経費並びに原状回復に要する経費

(ケ) 医療的ケア児保育支援センターが主催する講習会、イベント等の実施に要する経費

(コ) その他、受託者の負担とすることが適当と認められる経費

(3) 留意事項

① 本部会計、施設会計のほか、当該受託事業に係る会計を設定してください。

② 事業を実施するにあたり、運営法人が社会福祉法人の場合は、「評議員会」を設置する必要があります。

③ 事業の実施上、重大な過失があった場合は、運営委託金の返還を命じることや、運営業務委託契約の取り消し、解除をする場合があります。

④ センターの運営上、多大な影響がある、事件、事故、感染症等が発生した場合、当該影響に係る経費の負担について、市と運営法人が協議し、必要な対応について決定します。

5 一時預かり事業

児童福祉法第6条の3第7項に準じ（地域密着Ⅱ型）、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業費補助金交付要綱」の規定に従い一時預かり事業を自主事業として実施してください。本事業については、予算の範囲内において補助金の交付対象となります。なお、実施にあたっては以下に定められた事項に従ってください。

(1) 事業の実施

① 自主事業のため、医療的ケア児保育支援センター事業とは完全に分離して実施してください。

なお、一時預かり事業における医療的ケア児に対する医療的ケアの実施は、医療的ケア児保育支援センターに配置する医療的ケア児保育支援者が行うことができるものとします。

② 児童福祉法施行規則第56条の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めてください。

(2) 職員配置

① 児童の預かりを担当する者は保育士とし、常時2名以上配置してください。

※事務担当者を含め、3名以上職員を配置することが望ましい。

② 児童の預かりを担当する保育士のうち、1名以上を保育について経験豊富な保育士としてください。

③ 当該職員は、非常勤を可とします。

(3) 実施時間、対象児童

実施時間：午前9時から午後4時まで

対象児童：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの医療的ケア児で、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業費補助金交付要綱」第8条に規定する利用の事前相談の結果、運営法人が一時預かり事業の利用が可能と判断した者

また、同時に預かりを行う児童の定員に空きがあるときは、生後6ヶ月から満2歳までの者を対象児童とすることができるものとします。

※一時預かり事業は週5日以上実施してください。(12月29日から翌年1月3日までの期間及び祝休日は除く。)ただし災害、施設の工事・修繕等で事業の実施が困難であるなど、やむを得ない場合はこの限りではありません。

(4) 一時預かり事業費補助金

一時預かり事業の実施にあたっては、毎年度予算の範囲内で補助金を交付します。

(参考：令和7年度)

事業費補助金(限度額)：2,000,000円(令和7年4月から令和8年3月まで)

(5) 施設使用

自主事業である一時預かりスペースについては、行政財産の貸付を行います。

6 応募に必要な資格等

(1) 応募資格

① 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)に、企画提案書の提出までに、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目(大分類)「その他の業務」内の営業品目(小分類)「福祉医療介護等業務」で登載され、次のAの条件を満たす法人

A 令和8年10月1日現在において、さいたま市内で医療的ケア児の受入れを実施している認可保育所を運営し、かつ当該認可保育所における医療的ケア児の受入れを継続して1年以上行った実績を有する者

② 次のいずれにも該当しない者であること。

A 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- ③ 募集開始から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

（２）欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案選定の対象から除外します。

- ① 審査に関して不当な要求等をした場合
- ② 提出書類の記載に虚偽がある場合
- ③ 提出書類の内容に齟齬がある場合
- ④ 次に該当する場合
 - ・法人内にさいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者がいる。
 - ・役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者が法人内にいる。
- ⑤ その他不正行為があった場合

7 応募方法等

（１）募集期間

募集期間：令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）から令和 8 年 1 2 月 4 日（金）までとします。

（２）応募に必要な書類の配布・提出

応募に必要な書類は「応募書類一覧表」のとおりです。

① 書類配布期間等

令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）から令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）までとします。

※ホームページ（URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p133867.html>）にて交付します。

※下記「③応募書類の提出場所」でも交付します。ただし、受付時間はさいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

② 提出期間等

令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）から令和 8 年 1 2 月 4 日（金）までとします。

※受付時間は休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

※提出する場合は、事前に御連絡ください。

③ 応募書類の提出場所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号（さいたま市役所 2 階）

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課

④ 提出部数

- ・応募書類一式…正本 1 部、副本 1 部（複写可）、審査用書類として指定された内容を記録した電子媒体 1 部（CD-R 又は DVD-R）

※詳細は 10 ページ「応募書類一覧表」をご確認ください。

注意：審査用書類については、匿名資料として選定委員会で使用するため、参考資料等も含め、法人を特定できるような記載を一切しないよう作成してください。

⑤ 提出方法

- ・応募書類（正本 1 部、副本 1 部）は、A4-S のファイルバイnderに 1 部ずつ綴ってください。
- ・応募書類（正本 1 部、副本 1 部）にはインデックスを貼付してください（例：「様式 1」「添付書類 1」「別紙①」等）。
- ・審査用書類の電子媒体のファイル形式は PDF 形式としてください。
- ・持参又は郵送（消印有効）による受付とします。事務局（子ども未来局保育施設支援課）までご持参いただくか、郵送により提出する場合は、簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

（3）現地施設の見学

現地施設の見学については、下記のとおり事前予約制にて実施いたします。

① 実施期間

令和 8 年 1 1 月 5 日（木）から令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）までとします。

② 見学時間

見学時間は 1 事業者あたり 1 時間以内とします。

③ 予約方法

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までに、下記の事項を記載し、保育施設支援課あてに電子メールを送信してください。

- ・法人名称 ・担当者氏名 ・電話番号 ・電子メールアドレス
- ・見学希望日、開始時間（調整の都合上、候補日を複数記載してください。）
- ・見学人数（1 法人あたり 3 名まで）

（4）質問

① 質問期間

令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水）から令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）までとします。

② 質問方法

保育施設支援課あて電子メールで質問を送信してください。電子メールのタイトルは「【質問（提案者名）】医療的ケア児保育支援センター運営業務」（全角文字）としてください。回答は、随時ホームページに公開します。なお、最終回答は令和 8 年 1 1 月 2 7 日（金）までに掲載の予定です。

（5）留意事項

① 応募に関する費用は、応募法人の負担とします。

② 関係書類の提出後、本業務の企画提案等への参加を取りやめる場合は速やかに申し出てください。また、関係書類の提出後に参加資格を満たさなくなった場合も同様とします。なお、申し出があった場合にも、既に提出された関係書類は返却しません。

③ 応募法人が作成した提案書等の知的財産（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条に規定される知的財産をいう。）に係る権利及び著作権は各応募法人に帰属します。ただし、公平性、透明性を期すため、さいたま市情報公開条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 17 号）に基づく、行政情報開示請求があった場合は、市と協議のうえ、不開示部分を応募法人が指定することができることとし、指定しない部分については請求者に対して開示することがあります。

- ④ 一時預かり事業の他に、本市の医療的ケア児保育の充実に資する自主事業を行いたい場合は、当該自主事業に関する提案を行うことができます。その場合は、様式4「医療的ケア児保育支援センター 実施計画書」の「4 その他の事業内容（自主事業等）」に当該自主事業に関する提案内容を記載してください。

なお、当該提案内容については、下記「8 運営法人の決定までの流れ」における選定の際の評価対象としません。

また、当該提案内容については、その実施の可否を含め、運営法人の決定後、市と協議を行うものとします。

8 運営法人の決定までの流れ

（1）資格等審査

事務局において、「6 応募に必要な資格等」に掲げる応募資格を満たしていること及び欠格事項に該当しないことの審査を行います。資格等を満たしていない法人は、「資格等無し」として、選定対象となりません。

（2）選定方法

- ・「さいたま市医療的ケア児保育支援センター事業企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を行います。
- ・選定委員会委員による書類等の審査を行います。
- ・「（1）資格等確認」を通過した法人の担当者等に選定委員会への出席を求め質疑等を行い、選定委員会委員が評価し、最優秀提案を選定します。

<選定委員会の流れ>

ア．応募者によるプレゼンテーション（15分以内）

イ．質疑応答（15分以内）

ウ．評価、採点（5分程度）

- ・選定委員会の選定結果の報告をふまえ、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

※選定委員会の出席者は3名までとし、出席予定者の役職、氏名を事前にお知らせください。

また、変更があった場合は、速やかに申し出てください。

※提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

※応募法人が1法人だった場合についても、2法人以上の応募があった場合と同様に、選定委員会において応募法人から提出された書類等を基に適格性を審査します。

※書類等の審査により、募集要項で示す事業内容を満たしていない提案があった場合は、選定から除外します。なお、その場合は選定委員会への出席も求めません。

※選定委員会には、プロジェクター（HDMIケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。

その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

※プレゼンテーションでは、法人名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、法人名、法人ロゴ等を記載しないでください。

※プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

(3) 選定スケジュール

- | | |
|--|-------------|
| ① 資格等審査 | 12月中旬 |
| 応募書類をもとに、事務局において資格等の審査を行います。 | |
| ② 資格等審査結果通知 | 12月中旬 |
| ③ 選考 | 1月7日(木)(予定) |
| 選定委員会における書類審査、応募者によるプレゼンテーション、
応募者への質疑等を行います。 | |
| ④ 最優秀提案の選定結果通知 | 1月下旬 |

9 スライド条項の適用について

- (1) 本業務は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市ホームページをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

- (2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

- (3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 提出期限 |
| 落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して10開庁日まで |
| ② 提出先 |
| 7(2)③のとおり |

10 評価項目等

別紙「医療的ケア児保育支援センター運営法人における最優秀提案の選定に係る評価基準」参照

11 担当

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 民間保育第2係

担当者：徳永、添田、尾花

TEL：048-829-1866 FAX：048-829-2516

メールアドレス：hoikushisetsu-shien@city.saitama.lg.jp

【応募書類一覧表】

	応募書類 一式 (紙媒体)	審査用 書類 (電子媒体)
I 申込書		
様式1 さいたま市医療的ケア児保育支援センター公募申込書	☐	
II 法人の状況		
様式2 法人状況報告書	☐	
添付書類1 定款	☐	
添付書類2 就業規則（非常勤等職員に係る就業規則等を含む）	☐	
添付書類3 法人組織図（組織ごとの職員数を記載すること）（任意様式）	☐	☐
添付書類4 法人概要の資料（例：従業員数や主な事業内容等が記載されたパンフレット）（任意様式）	☐	
添付書類5 履歴事項全部証明書	☐	
添付書類6 納税証明書（例：さいたま市法人市民税納税証明書（直近のもの））	☐	
添付書類7 財務諸表（例：貸借対照表、損益計算書（直近の決算書のもの））	☐	
別紙① 地域活動事業実施状況報告書	☐	☐
別紙② 一時預かり事業実施施設一覧表	☐	☐
様式3 医療的ケア児受入実施状況報告書	☐	☐
別紙 医療的ケア児受入実施保育施設一覧表	☐	☐
III 医療的ケア児保育支援センター実施に関する提案書		
様式4 医療的ケア児保育支援センター実施計画書	☐	☐
別紙① 医療的ケア児保育支援センター施設長予定者履歴書	☐	☐
添付書類 医療的ケア児保育支援センター施設長予定者の資格証明書（有資格の場合のみ添付すること）	(☐)	
別紙② 医療的ケア児保育支援センター職員配置計画表	☐	☐
添付書類 医療的ケア児保育支援センター配置職員予定者の資格証明書	(☐)	
別紙③ 医療的ケア児保育支援者配置予定者履歴書	☐	☐
添付書類 医療的ケア児保育支援者配置予定者の資格証明書	☐	
別紙④ 医療的ケア児保育支援センター事業収支予定表（通年1年分）	☐	
IV 一時預かり事業実施に関する提案書		
様式5 医療的ケア児保育支援センターにおける一時預かり事業実施計画書	☐	☐
添付書類 医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業収支予定表（任意様式）	☐	☐
別紙 医療的ケア児保育支援センター一時預かり事業職員配置計画表	☐	☐
添付書類 一時預かり事業配置職員予定者の資格証明書	☐	
V 誓約書		
様式6 誓約書	☐	

※その他、必要な書類について提出を求める場合があります。

【提出物の最終確認】

応募書類一式について、2部（正本1部、副本1部）用意したか。	☐
審査用書類について、電子データ（CD-R 又は DVD-R）は用意したか。	☐
審査用書類について、電子データをPDF化したか。	☐
審査用書類について、法人が特定できないようマスキングしたか。	☐
応募書類一式にインデックスは貼ったか。	☐

※詳細は、募集要項「7 応募方法等（2）応募に必要な書類の配布・提出」を確認してください。

医療的ケア児保育支援センター運営法人における最優秀提案の選定に係る評価基準

	評価項目	評価内容	着眼点
医療的ケア児保育支援センター運営事業	基本事項		
	組織	本事業を実施するために十分な組織の規模であるか。	組織の体制や運営状況
	職員体制	本事業を実施する際の職員数は確保されているか。	常時3名以上職員配置とする基準が満たされているか 非常勤を含め、1日に勤務にあたる職員数 常勤の職員数
	職員資格	事業にあたる職員は、子育てに関する資格又は相当する経験を有しているか。 事業にあたる職員は、医療的ケア児保育に関する知識、経験を有しているか。	保育士、看護師等、それに準ずる資格を持っている職員の配置人数 医療的ケア児保育の経験年数(配置人員のうち、最も多い年数)
	認可保育所の健全な運営	認可保育所の健全な運営が行われているかを評価。	本市が実施した指導監査の結果等に基づき、過去3年間に、改善勧告や改善命令を受けたことがあるか
	医療的ケア児受入実施実績	医療的ケア児受入実施実績について評価。	医療的ケア児受入実施の延べ人数(それぞれの受入児童について、ケア開始日からケア終了日又は令和8年10月1日現在までの日数が1年未満…1名、1年以上2年未満…2名、2年以上3年未満…3名 …として計算する。)
		医療的ケア児受入態勢について評価。	医療的ケア児受入施設における看護師等の合計配置数
		本市医療的ケア児受入拡大について評価。	医療的ケア児受入施設数
	地域活動事業実施状況	医療的ケア児保育支援センター事業の実施についての評価。	医療的ケア児保育支援センターの実施状況
		子育て支援センター事業の実施について評価。	子育て支援センター事業の実施施設数
		地域活動事業の実施について評価。	保育施設地域活動事業(さいたま市特別保育事業費補助金の対象以外の事業を含む。)の実施施設数
	インターネットサービス等の活用	事業内容についてインターネットサービス等を活用しているか。	インターネットサービス等を活用した事業の提案数
	事業内容		
	1	医療的ケア児とその家族への支援につながる子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 子育て家庭が気軽に利用できる場づくりをしているか b 親子の交流を図る工夫をしているか
	2	医療的ケア児とその家族への支援につながる子育て等に関する相談、援助の実施 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 来所者の相談に応えることができる体制や仕組みづくりがなされているか b メール相談、開室時間内の電話相談を実施しているか c 相談対応職員のスキルアップを図る取組みをしているか d 保健センター、区支援課などの関連機関との連携をしているか
	3	医療的ケア児とその家族への支援につながる地域の子育て関連情報の提供 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 地域の子育て関連情報の収集、情報提供をしているか b インターネットを利用した情報発信をしているか
	4	医療的ケア児とその家族への支援につながる子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 月1回以上講習会等(実技や体験を重視した講習会、子どもと一緒に参加できる講習会等)の企画、運営をしているか b 保護者の意見や求めに応じた企画、運営を行う体制が整っているか
	5	既存の子育て支援ネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携した地域支援活動 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 地域の団体や子育てサークル等と連携したイベントや講座の開催を継続的に実施する取組となっているか。
	6	市内保育施設に対する医療的ケア児の受入等に関する支援及び助言の実施 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 保育施設からの相談に応え、課題解決まで支援を行うことができる体制や仕組みづくりがなされているか b 保育施設からの相談に具体的な技術提供等を伴った支援がなされているか c 医療的ケアに関するノウハウを集約し、発信できるような仕組みづくりがなされているか d 医療機関等と連携した保育施設への支援を実施できる体制や仕組みづくりがなされているか
	7	医療的ケア児受入実施施設等に対する研修の実施 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 医療的ケア児受入実施施設の課題解決に効果的な企画、内容を立案しているか b 新たに医療的ケア児の受入を考えている保育施設に効果的な企画、内容を立案しているか c 保育施設の研修参加を促進するような工夫をしているか
	8	安全な事業の実施 ・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 事業を安全に実施するための考え方や方策について b 感染症対策のための方策について
一時預かり事業	基本事項		
	職員体制	本事業を実施する際の職員数は確保されているか。	保育士を常時2名以上配置とする基準が満たされているか
	医療的ケアの提供	医療的ケアの提供が可能な体制となっているか。	医療的ケアの実施が可能な看護師等の数 医療的ケア児保育の経験年数(配置人員のうち、最も多い年数)
	一時預かり事業実施実績	一時預かり事業の実施について評価。	一時預かり事業実施施設数
	事業内容		
	一時預かり事業における医療的ケア児に対する医療的ケアの実施	・着眼点を満たす事業内容となっているか	a 医療的ケア児保育の経験を有する医療的ケア児保育支援者の配置を行っているか b 医療的ケア児及びその家族が気軽に利用できる仕組みづくりがなされているか c 医療機関等と連携した医療的ケア児保育が実施できる体制や仕組みづくりがなされているか d 利用者の拡大に繋がる体制や仕組みづくりがなされているか
	プレゼンテーションを踏まえた総合評価		
	プレゼンテーションの内容及び提案内容全般	医療的ケア児とその家族への支援につながる事業内容であるか	提案内容の総合評価
		市内保育施設における医療的ケア児保育の提供の充実を図る事業内容であるか	提案内容の総合評価

※ 提案者は、それぞれの評価項目・評価内容・着眼点に沿った提案を行うこと。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。

3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。

5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書

本業務委託は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項を適用する契約である。

- 1 本業務委託における直接人件費とは、受託者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

- 2 本業務委託における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- ☐ 労務単価（該当労務単価： ）
☒ 埼玉県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
☐ その他（ ）

(2) 物価水準

- ☐ 物品の単価（該当物品： ）
☐ 労務単価を基に算出した経費
☒ 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）
☐ その他（ ）

- 3 本契約の変更金額の算出方法は次のとおりとする。

- ☐ 本市設計書による算出
☒ 受託者から提出された契約金額内訳書による算出

（ただし、直接人件費については、受託者の契約金額内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費（変動）については、受託者の契約金額内訳書中の直接物品費（変動）に、履行開始日時点の物価水準と変更請求時の物価水準の変動率を乗じた値を上限とする。）

- ☐ 上記 2 種の併用